らの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費１を算定している場合は、算定しない。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）への入学時、転学時等により当該義務教育諸学校に初めて在籍することとなる利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該義務教育諸学校に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費２を算定している場合は、算定しない。

３　３については、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この注において「保険医療機関等」という。）に入院し、又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院し、又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該保険医療機関に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費３を算定している場合は、算定しない。

０４　削除

０５　訪問看護ターミナルケア療養費

１　訪問看護ターミナルケア療養費１　25,000円

２　訪問看護ターミナルケア療養費２　10,000円

注１　１については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の１に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算（以下「看取り介護加算等」という。）を算定している利用者を除く。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、２回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

２　２については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、２回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

３　１及び２については、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。

○厚生労働省告示第四十九号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準	第一　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準
一　（略）	一　（略）
二　訪問看護基本療養費の注２及び注４に規定する基準 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。	二　訪問看護基本療養費の注２及び注４に規定する基準 緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
三　（略）	三　（略）
四　精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅳ)の基準	四　精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(Ⅳ)の基準
（略）	（略）
五　精神科訪問看護基本療養費の注10に規定する基準	五　精神科訪問看護基本療養費の注12に規定する基準
（略）	（略）
六　訪問看護管理療養費の基準	六　訪問看護管理療養費の基準
(1)　機能強化型訪問看護管理療養費１の基準	(1)　機能強化型訪問看護管理療養費１の基準
次のいずれにも該当するものであること。	次のいずれにも該当するものであること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。	ハ　ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。
ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。	ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行うことができる体制が整備されていること。